② 平成７年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷①に掲げる要件のうち１つ以上の新営工事の施工の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、共同企業体の場合にあっては代表者、及び経常共同企業体の場合にあっては、構成員のうち１者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者には直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるため、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑾ 共同企業体の場合の代表者以外の構成員及び経常共同企業体の場合の上記⑽②に記述に該当する構成員以外の構成員については、上記⑽①③④を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑿ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。また、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成15年度細則第35号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

⒀ 上記１に示す工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び監理業務の受託者（受託予定者を含む。）又は当該受託者（当該受託予定者を含む。）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、独立行政法人日本スポーツ振興センターが定める競争加入者心得第８の２の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㈠ 親会社と子会社の関係にある場合

㈡ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈡については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㈠ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㈡ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⒂ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。また、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

なお、これに準ずるものとは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

① 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

② 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

③ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

④ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

また、「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

⒃ 競争加入者が提出する技術提案書「工事全般の施工計画」が不適切でないこと。

⒄ 入札説明書の交付を受けた者であること。

⒅ 設計図書を購入した者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴ 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次のアの要件に該当する者のうち、３⑵②によって得られる数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② ①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵ 総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は３⑶①及び②の評価項目において、技術提案書の内容に応じ最高40点を与える。

① 加算点の算出方法は、３⑶①及び②の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与する。

② 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の標準点と上記によって得られる加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶ 評価項目

① 技術提案に基づく施工計画

・工期短縮、遵守に関する技術提案

・総合的なコスト削減に関する技術提案

・品質、性能確保に関する技術提案

② 工事全般の施工計画

・施工上配慮すべき事項等の技術的所見

なお、競争参加資格が認められた者に対して、技術提案書のヒアリングを行う。詳細については、入札説明書による。

⑷ 受注者の責により、採択された技術提案に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うことがある。

４　入札手続等

⑴ 担当部署　〒107―0061 東京都港区北青山二丁目８番35号　独立行政法人日本スポーツ振興センター管理部調達管財課　電話番号03―5410―9140

受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで

⑵ 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　本公告の日から平成27年５月13日12時00分まで。４⑴に同じ。入札説明書の交付に当たっては無料とする。図面の交付に当たっては、入札説明書に同封する購入申込書に従い購入するものとする。